

2015年 4月30日

広島大学理事（財務・総務担当）
松ヶ迫 和峰 様

広島大学教職員組合
執行委員長 吉田 修



「クロスアポイントメント制度に関する規則」についての要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、本年4月1日に「クロスアポイントメント制度に関する規則」が施行されましたが、当該規則について下記のように要求します。

つきましては、本要求を受けた団体交渉または文書回答を求めますので、宜しく申し上げます。

記

1. 要求内容

- (1) クロスアポイントメント制度の適用となる教員等の労働時間その他の基本的労働条件について、当該規則の条文として規定することを求めます。
- (2) クロスアポイントメント制度適用後の労働実態が適用時における広島大学及び相手方機関と確認した労働条件等と異なる場合は、教員はクロスアポイントメント制度から離脱する権利を有することを当該規則の条文として規定することを要求します。

2. 説明

- (1) 点目については、制度の適用を受ける教員等にとって労働時間等の労働条件は基本的事項になります。したがって、それらについては個別の協定で記載するのみならず、基本となるクロスアポイントメント制度に関する規則においても規定することが必要と考えます。
- (2) 点目については、制度適用にあたって事前に確認した労働条件等と労働実態が異なる場合、それは労働契約内容に違反するものです。そのような事態が生じた場合、制度適用を受けた教員がクロスアポイントメント制度から離脱することが可能となる救済措置を設けることが必要と考えます。

以上